

お知らせ（令和3年10月11日）

阪神国際港湾株式会社

営業部営業課 脇本、三石 TEL：078-855-3206

環境負荷の少ない輸送形態への転換に向けたトライアル支援事業の実施について

阪神国際港湾株式会社は、神戸市からの受託に基づき、神戸港を利用する貨物について、温室効果ガス排出削減による持続可能な物流体系の構築を図るために、物流事業者等が実施する環境負荷の少ない輸送形態へ転換する取り組みに対して支援する「環境負荷の少ない輸送形態への転換に向けたトライアル支援事業」を新たに創設することとしましたので、下記のとおり事業者の募集を行います。

この事業により、物流分野における温室効果ガスの排出量削減などの環境を意識した集貨を進めることで、神戸港の更なる港勢拡大および安定的な物流ネットワークの構築を目指します。

1. 事業概要

(1) 対象事業

外内貿貨物の国内輸送について、貨物自動車による陸上輸送または航空機による航空輸送から鉄道輸送又は船舶を利用した海上輸送へ転換すること等により、CO2 排出量の削減を図ることを目的として実施し、かつ神戸港を利用する下記の事業。

ただし、当社が実施する「荷主・物流事業者向け支援事業」、「アジア広域集貨促進事業」との重複申請は不可とする。

① 【転換前】※神戸港以外を利用していた場合を含む

- ・外貿貨物を貨物自動車により陸送していた事業
- ・内貿貨物を貨物自動車により陸送していた事業
- ・外貿貨物を航空機により空輸していた事業
- ・内貿貨物を航空機により空輸していた事業

【転換後】※神戸港を利用する場合に限る

- ・外貿貨物を船舶（内航船・フェリー・はしけ等）により海上輸送する事業
- ・内貿貨物を船舶（内航船・フェリー・はしけ等）により海上輸送する事業
- ・外貿及び内貿貨物を、神戸港を発着するフェリーを利用した貨物自動車により陸送する事業
- ・外貿貨物を鉄道輸送する事業

② 上記①の他、本事業の目的に合致すると阪神国際港湾(株)が認める事業。

※転換前は大阪港を利用しており、転換後に神戸港を利用するものは除く。

※ただし、阪神国際港湾(株)が実施する「荷主・物流事業者向け支援事業」、「アジア広域集貨促進事業」との重複申請は不可とする。

(2) 支援対象経費

外内貿貨物の国内輸送に対し、貨物自動車による陸上輸送または航空機による航空輸送から、CO2 排出量の削減効果が見込まれる鉄道または海上運送に転換し、かつ神戸港を利用する場合における転換後の輸送経費（輸送費用、倉庫費用、梱包費用等）。

※輸送転換後の国内輸送経費のみが対象（通関申請費用等は対象外）

ただし、移入・輸出の場合：貨物発生地から神戸港までの輸送経費

移出・輸入の場合：神戸港から目的地までの輸送経費

(対象となる範囲は別添の例による)

※CO2 排出量は経済産業省・国土交通省により作成された「ロジスティクス分野におけるCO2 排出量算定方法共同ガイドライン」に基づき算出する。

算定式は、「従来トンキロ法」を用いる。

・参考 従来トンキロ法：輸送貨物量(t)×距離(km)×排出原単位*/1,000,000

* 排出原単位は基本的に以下の通りとする。

航空：1,490 営業用貨物車：225 船舶：41 鉄道：18

(3) 支援額

支援対象経費（消費税抜）に1/2を乗じて得た額

(1事業者・1共同申請団体あたり上限500万円)

※同一貨物についての重複申請は不可

(4) 対象事業者

① 物流事業者（フォワーダー、陸運事業者、通関業者、内航船社、フェリー船社、はしけ運送事業者等）の単独申請

② 物流事業者と荷主の共同申請

※神戸市内に本社又は事業所を有することが必要です。

(②の場合は物流事業者若しくは荷主の何れかが上記条件を満たす必要があります。)

※荷主の単独申請は受け付けておりません。

(5) 支援対象期間

令和3年10月11日～令和4年2月28日

※当該貨物が神戸港へ搬出入された期間

(6) 申請期間

令和3年10月11日～令和4年1月31日

※ただし、予算の執行状況により申請期間を変更することがあります。

2. 募集実施要領、提出書類等

・ [募集実施要領](#)

・ [申請様式一式](#)

3. お問い合わせ先

阪神国際港湾株式会社 営業部営業課

・ 担当者：脇本・三石

・ 電話：078-855-3206

・ Email：senryaku@hanshinport.co.jp

この資料は、神戸市市政記者クラブ、民放記者クラブ（神戸市）へ配布しております。

以上